

平成31年4月12日

## イオンライフ株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、イオンライフ株式会社（以下「イオンライフ」といいます。）に対し、同社が「イオンのお葬式」の名称で供給する葬儀サービスに係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を行いました。

### 1 違反行為者の概要

名 称 イオンライフ株式会社（法人番号 5120001105005）  
所 在 地 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代 表 者 代表取締役 広原 章隆  
設立年月 昭和54年11月  
資 本 金 6500万円（平成31年4月現在）

### 2 課徴金納付命令の概要

#### （1）課徴金対象行為（違反行為）に係る役務

「イオンのお葬式」の名称で供給する葬儀サービスのうち、「家族葬」と称する葬儀サービス（以下「本件役務」という。）

#### （2）課徴金対象行為

##### ア 表示媒体

日刊新聞紙に掲載した広告

##### イ 課徴金対象行為をした期間

別表1「配布地域」欄記載の各地域について、同表「課徴金対象行為をした期間」欄記載の各期間

##### ウ 表示内容（別紙1ないし別紙3）

「追加料金不要」と記載した上で、「家族葬498,000円（税込）」と記載することにより、あたかも、本件役務の提供に当たって必要な物品又は役務を追加又は変更する場合でも、本件新聞紙面広告において本件役務について記載された価格以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。

##### エ 実際

少なくとも、別表2記載の事項に該当する場合には、追加料金が発生するも

のであった。

(3) 課徴金対象期間

**別表1**「配布地域」欄記載の各地域について、同表「課徴金対象期間」欄記載の各期間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

イオンライフは、本件役務について、不当表示の防止等を図るための管理監督を十分に行うことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

イオンライフは、平成31年11月13日までに、179万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話：03（3507）9233

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>